

畜産業振興事業説明会を開催

本会は4月23日に開いた平成21年度畜産業振興事業説明会で、本会関係の補助事業内容を都道府県、指定団体など関連団体担当者に説明した。

● 農水省、事業の円滑な実施に留意求める

本会は4月23日、東京・千代田区神田錦町の学士会館で、農畜産業振興機構からの助成を受けて実施する21年度畜産業振興事業の全国説明会を開催した。説明会では農水省、機構などから、今年3月に決定した畜産物価格・関連対策として実施する各事業の仕組みをはじめ、これまで本会が事業実施主体だった「生乳需要構造改革事業」(所要額86億円)と「酪農飼料基盤拡大推進事業」(64億円)の2事業について、機構が直接、指定団体などに奨励金を交付する仕組みに変更されたことなどが説明された。

席上、挨拶した農水省の本郷秀毅畜産環境・経営安定対策室長は、配合飼料価格の値下げや乳価が引き上げられる中で、不景気に苦しむ国民の反発を受けないように事業の円滑な実施に留意することを求めた。

● とも補償、飲用向け割合の前年比減が交付要件 補完事業、不需要期の季節別乳価1.5円以上減額

説明会では、今年3月の畜産物価格・関連対策で決定された「飲用需要変動対応緊急支援事業」(飲用とも補償事業)、「生乳不需要期支援緊急対策事業」(飲用とも補償補完事業)の仕組みが説明された。

飲用とも補償事業については、3月からの飲用乳価1キロ10円の引き上げに伴う牛乳小売価格の値上げで、指定団体の飲用牛乳等向け取引数量(飲用等向け数量。中酪用途別販売実績では飲用牛乳向け取引数量)が「基準数量」に対して減少し、用途別取引数量に占める飲用等向けの割合が08年度に比べ減少した場合、国(飲用向け1キロ当たり69銭)と生産者(同23銭)が拠出した基金から四半期ごとに、飲用等向け取引数量の減少率に応じて、2段階の補てん金が指定団体に交付される仕組みとなっている。

具体的には、指定団体の各四半期の飲用等向け取引数量が、①日本酪農乳業協会が予測した例年ベースの飲用等向け減少率である「基準数量Ⅰ」を下回り、21年

度各四半期の全国の飲用等向けの平均減少率(実績値)である「基準数量Ⅱ」の範囲内となった場合はキロ20円、②「基準数量Ⅱ」を下回った場合はキロ30円—がそれぞれ補てん金として交付される。この事業では、指定団体の飲用等向けが前年に比べ最大7%(例年ベース3%+値上げ影響分4%)減少した場合まで補てんできる仕組みとなっている。

飲用とも補償補完事業については、飲用向けが多い都府県で学乳休止期など不需要期(7~8月、12月~3月)の生乳出荷を抑える取り組みをした場合、経産牛1頭当たり2,400円を交付する内容となっている。説明会では国などから、不需要期の生乳出荷を抑える取り組み事例として、①早期乾乳、②全乳哺育、③季節別乳価の格差拡大、④知事特認—の4つの要件が説明された。このうち、都府県のすべての広域指定団体が導入している季節別乳価については、21年12月から22年3月までの4ヵ月間の乳代減算を1キロ当たり1円50銭以上拡大することに相当する取り組みをした場合、交付金が交付される仕組みが説明された。

一方、昨年12月の一般会計予算で概要が決まっていた「酪農飼料基盤拡大推進事業」については、21年度から要件が一部改正された。同事業は、経産牛1頭当たり北海道で40ヘ、都府県は10ヘ以上の飼料作物作付面積があり、飼料自給率の向上や環境負荷の軽減となる取り組みを行った酪農家に対して、飼料作物作付面積1ヘごとに助成金を交付する仕組みだが、21年度は「基礎部分」(1ヘ当たり7,500円)の取り組みとして、デントコーンの作付けなど環境保全や飼料自給率の向上に取り組んだ酪農家が、飼料作付面積を20年度に比べて5%以上拡大した場合、全作付面積に1ヘ当たり3,000円の奨励金が加算されることになった。

また、「加算部分」(同8,000円)として、濃厚飼料給与量の減少など一層の環境負荷の軽減や飼料自給率の向上に取り組む事例の中に「自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施」が追加されることになった。